

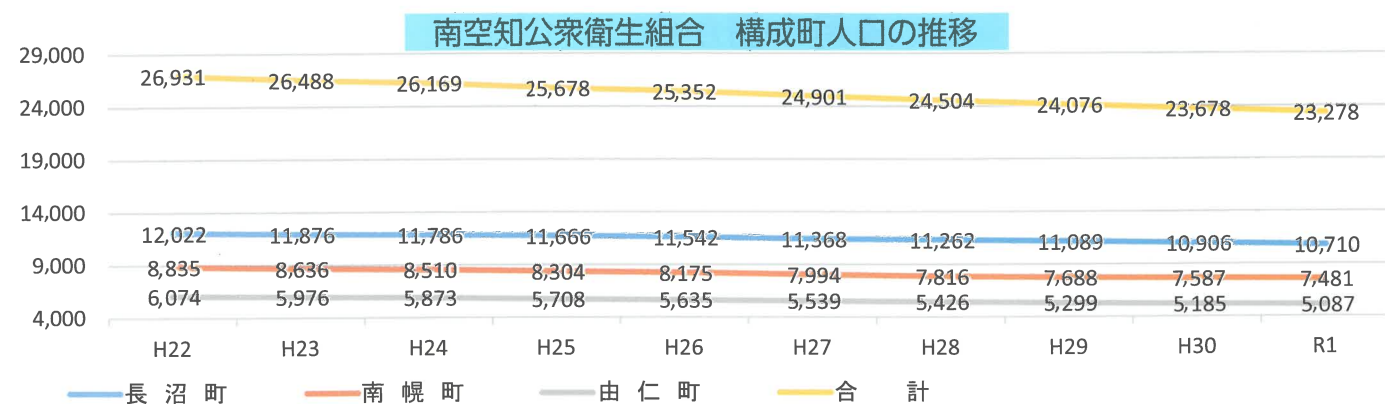
ごみの増加傾向

生活を続けるうえで、必ず出るのが“ごみ”。国内のごみの年間排出量は、環境への配慮の高まりから近年は減少傾向にあるものの、当組合の過去10年間を見ると、構成3町の合計人口は26,931人から23,278人へと、3,653人、約14%減少しているにもかかわらず、ごみの排出量は横ばいであり、減っていません。言い換えれば、**一人が出すごみの量は、年々増えています。**

■過去10年間における人口の推移

(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長沼町	12,022	11,876	11,786	11,666	11,542	11,368	11,262	11,089	10,906	10,710
南幌町	8,835	8,636	8,510	8,304	8,175	7,994	7,816	7,688	7,587	7,481
由仁町	6,074	5,976	5,873	5,708	5,635	5,539	5,426	5,299	5,185	5,087
合計	26,931	26,488	26,169	25,678	25,352	24,901	24,504	24,076	23,678	23,278

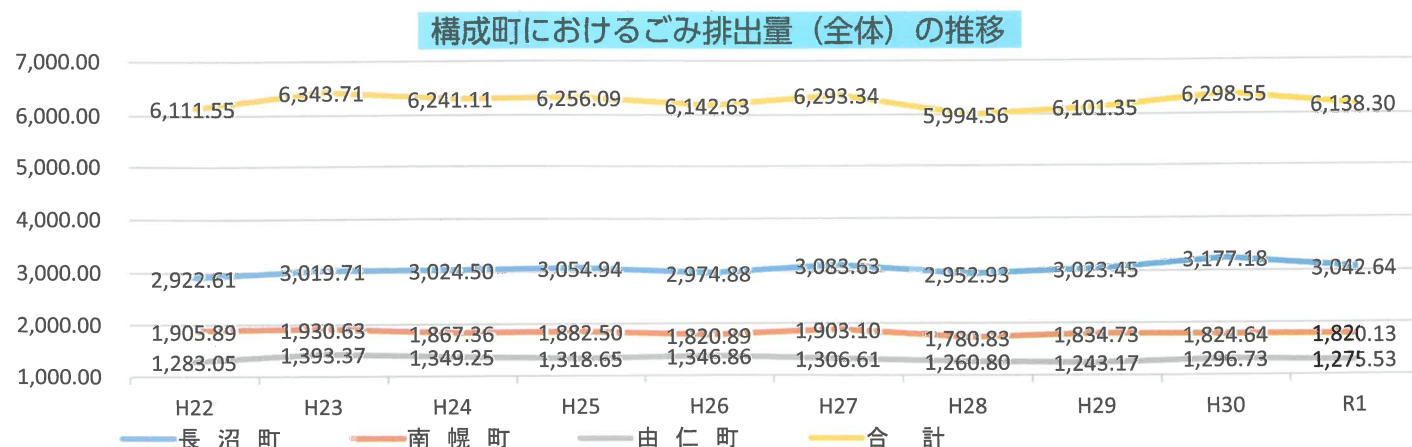


<解説> 人口の推移は、減少傾向にあります。

■過去10年間におけるごみ排出量（全体）の推移

(単位：t)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
長沼町	2,922.61	3,019.71	3,024.50	3,054.94	2,974.88	3,083.63	2,952.93	3,023.45	3,177.18	3,042.64
南幌町	1,905.89	1,930.63	1,867.36	1,882.50	1,820.89	1,903.10	1,780.83	1,834.73	1,824.64	1,820.13
由仁町	1,283.05	1,393.37	1,349.25	1,318.65	1,346.86	1,306.61	1,260.80	1,243.17	1,296.73	1,275.53
合計	6,111.55	6,343.71	6,241.11	6,256.09	6,142.63	6,293.34	5,994.56	6,101.35	6,298.55	6,138.30



<解説> 人口の推移に比例せず、ごみ排出量は、横ばいに続いており、実質増加傾向にあります。

4月1日から ごみ袋の料金が変わります

■はじめに

南空知公衆衛生組合では、**4月1日からごみ袋の料金を改定します。**

料金の改定は、昨年9月から11月にかけて各町で「住民説明会」を行い、そこで出された意見を参考にしたうえで、同年11月に開催された「組合議会定例会」の議決を経て、決定しました。

つきましては、新しいごみ袋料金のほか、なぜ今ごみ袋料金を改定しなければならないのか、その現状をみなさんにお知らせします。

■ごみの現状について

南空知公衆衛生組合は、長沼町・南幌町・由仁町から排出されるごみ（一般廃棄物）の収集及び処理を行っている一部事務組合です。

世界的に見たごみの現状は、地球規模での経済成長と人口増加によって廃棄物の増加とごみ質の多様化が生じており、適正な処理が行われないごみが生活環境や公衆衛生を悪化させ、時に深刻な健康被害を招く可能性があることから、ごみを適正に処理することはとても重要な課題とされています。

■改定に至る経緯

現在のごみ袋料金は、ほぼ袋の作製費しかいただいでいないため、近隣と比べると安い価格で購入できます。

一方でごみの排出量は、人口減少とは比例せずに増加しており、このことは年々一人あたりのごみ排出量が増加傾向にあることを示しています。

ごみの増加や消費税増税などに伴って処理に必要な費用も増加しており、「公平な受益者負担」の観点からも、出したごみの量に応じて負担をしていただくよう、**ごみ処理費用の一部を加算したごみ袋料金を改定**するものです。（※最終ページ「ごみの増加傾向」参照）

■よくある質問

- 1** Q ごみの分け方、出し方、分別、直接搬入のルールは、変わりますか？

A 変わりません。今までと同じです。
- 2** Q 使用期限を過ぎた現在のごみ袋はどうしたらよいですか？

A 令和3年7月1日以降は、ごみ袋として使うことはできません。必要な分だけ購入して使い切るか、使い切れなかった場合は不燃ごみとして廃棄してください。あまり使わない方は、ご近所や友人など、誰かと共同で購入することも検討してはどうでしょうか。
- 3** Q 今回の料金改定により、不法投棄が増えるのではないですか？

A 不法投棄は犯罪です。料金の改定に関わらず、許されるものではありません。不法投棄に対する啓発は、以前から構成各町で行っていますが、今後も構成町と連携し取り組んでまいります。

販売価格表

4月1日から、以下のとおり販売価格を改定します。

また、「可燃ごみの20、40ℓ」と「不燃ごみの30ℓ」は、令和5年4月1日から段階的に引き上げます。

改定されるごみ

区分	容量	3月31日まで		4月1日から		令和5年4月1日から	
		1組あたり	枚数	1組あたり	枚数	1組あたり	枚数
生ごみ	(黄色) 6ℓ	174円	10枚	120円	10枚	120円	10枚
	15ℓ	242円	10枚	300円	10枚	300円	10枚
可燃ごみ	(赤色) 20ℓ			300円	10枚	400円	10枚
	40ℓ	177円	10枚	300円	5枚	400円	5枚
不燃ごみ	(青色) 5ℓ	84円	10枚	100円	10枚	100円	10枚
	30ℓ	173円	10枚	225円	5枚	300円	5枚
	(茶色) 15ℓ	138円	10枚	300円	10枚	300円	10枚
びん・缶・ペットボトル	(灰色) 40ℓ	182円	10枚	200円	10枚	200円	10枚
プラスチック	(白色) 40ℓ	159円	10枚	200円	10枚	200円	10枚

※1組あたりの料金は、全て税込みです。

※粗大ごみ、段ボール類、乾電池、蛍光灯は、これまでどおり無料です。

改定されないごみ

粗大ごみ、段ボール類、乾電池、蛍光灯は、これまでどおり無料ですが、**粗大ごみは、将来的に料金改定を予定**しています。(※下記「粗大ごみ有料化における展望」参照)

粗大ごみ有料化の展望

粗大ごみも今回に合わせて有料化を検討しましたが、収集費用や直接搬入の受け入れ体制など、解決しなければならない課題が多かったため、**今回の有料化を見送りました。**

「完全無料による3町以外からの流入防止」や「公平な受益者負担」の観点からも「**将来的に近隣市町程度の料金設定が必要**」と考えております。

今後は、住民の利便性及びごみ処理におけるコスト等をさらに調査研究し、当組合に合った有料化案について、構成町と協議しながら作成し、改めて提案させていただきたいと考えています。

店頭販売について

新しいごみ袋は、4月1日から販売します。

現在のごみ袋は、3月31日まで販売し、6月30日まで使用できますが、**7月1日からは使用できません。**

現在の指定袋の**交換や払い戻しは一切できません**ので、計画的なご購入をお願いします。

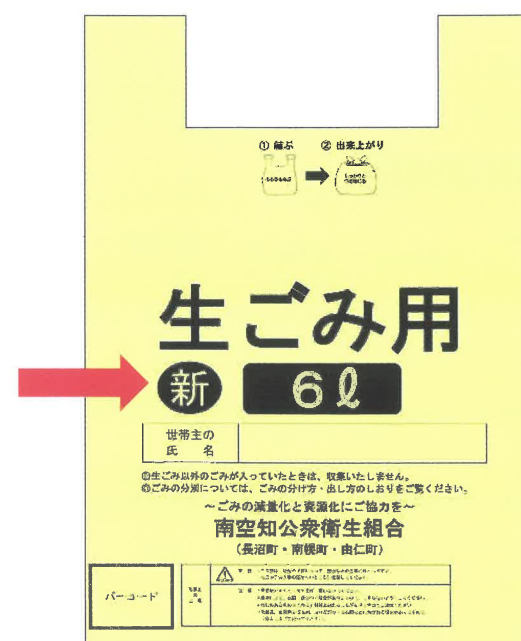
販売時期について

袋	店頭販売	使用期限
新しいごみ袋	4月1日から	
現在のごみ袋	3月31日まで	6月30日まで ※7月1日から使用不可

新しいごみ袋について

新しいごみ袋は、中央部に「**新** (→参照)」と表記されています。現在のごみ袋と間違えないよう注意してください。

新しいごみ袋(生ごみ用の例)



新しいごみ袋(可燃ごみ用の例)

